

平成21年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

[協議事項]

1 動物愛護推進員の委嘱について

- ・ 【資料1】動物愛護推進員の委嘱について（ダウンロード2）に従い、広島県案を説明。
- 推進員の推薦を依頼する協議会構成団体のうち、推薦要件の「識見を有している」という点で推薦者の確保が難しい団体もあるが、資格取得者等がいる団体では推薦可能である。
- 推進員が実際に活動する場合の具体的な個別事例として、環境省作成の「動物愛護推進員を養成するための教材マニュアル（案）」、「動物愛護推進員などの活動事例集」を推進員に配布する。
- 推進員の委嘱について、今回協議の広島県案は承認された。
[実施予定時期]
 - ・ 広島県*：平成22年4月
 - ・ 広島市：平成22年度中
 - ・ 呉市：平成22年度中
 - ・ 福山市：未定（動物愛護業務全般の見直しと関連させて検討する予定）
- 推進員については、①県、3市がそれぞれ委嘱を行う、②推薦は協議会構成団体が行う、③県、3市が研修会の開催等について連携する必要があることを基本方針とした。

2 犬及びねこの引取り方法の見直し（所有権放棄の有料化）について

- ・ 【資料2】犬及びねこの引取り方法の見直し（所有権放棄の有料化）について（ダウンロード3）に従い、広島県方針案を説明。
- 所有権放棄の有料化について、今回協議の広島県方針案は承認された。
[実施予定時期等]
 - ・ 広島県*：平成23年4月（定点引取り箇所の削減とセットで実施予定）
 - ・ 広島市：平成23年度中（定点引取り箇所の削減とセットで実施予定）
 - ・ 呉市：平成23年度中（定点引取り箇所は削減しない予定）
 - ・ 福山市：未定（動物愛護業務全般の見直しと関連させて、有料化と定点削減を検討する予定）
- 県民の混乱を避けるために、引取り手数料額を揃える必要があることを確認した。

*；広島県（広島市、呉市、福山市を除く）